

# 賛助会員入会要領

平成 24 年 12 月 1 日制定

(賛助会員)

第 1 条 賛助会員は、この協会の活動に賛同した次の者をいう。

- (1) この協会の事業に対して、協賛している法人またはその代表者
  - (2) この協会の運営に対して、毎年 1 口以上（法人 1 口 10,000 円・個人 1 口 5,000 円）の賛助金を納入した法人または個人
- 2 この協会の会員も前号の条件を満たせば、賛助会員となることができる。

(便 益)

第 2 条 賛助会員は、次の便益を受けることができる。

- (1) 賛助会員章の贈与
- (2) この協会の主催する主要競技会への招待
- (3) その他この協会の会報等の提供

(入会手続き)

第 3 条 賛助会員となろうとする者は、「入会承諾書」に署名、押印の上本協会総務委員長に入会金を添えて申し込む。

- 2 入会次年度からは総務委員長が賛助会員に宛て「会費納入通知」をし、会費を納入する。

附 則

本要領は平成 24 年 12 月 1 日から施行する。